

会議録概要	
会議の名称	令和元年度第1回長久手市平成こども塾運営委員会
開催日時	令和元年6月27日(木)午前9時から午前10時45分まで
開催場所	長久手市平成こども塾 丸太の家
出席者氏名	委員長 谷沢明 事務局 建設部長 水野泰 委員 伊藤稔明(職務代理者) みどりの推進課長 矢野克明 委員 筒井千穂 同課主幹 青山均 委員 青山裕子 同課専門員 福本将 委員 伊東江利子 委員 大野明永 委員 高橋雅樹 委員 山崎隆志
傍聴者人数	0人
会議の公開・非公開	公開
審議の概要	【議 事】 (1) 長久手市平成こども塾平成30年度事業実績について (2) 長久手市平成こども塾令和元年度事業計画について (3) その他
問合せ先	長久手市建設部 みどりの推進課 長久手市平成こども塾 TEL 0561-64-0045
備考	

【議事要点】

1 「議題(1) 長久手市平成こども塾平成30年度事業実績について」

→ 承認

質問内容(1) 学校連携で準備していたのは誰か。

→ 「野外活動同好会」及び「Heartの会」

同 (2) 入場者数と参加者数の違いは何か。

→ 「入場者数」は、平成こども塾に来館された方の人数。「参加者数」は、来館者の中で平成こども塾で実施されたプログラムに参加したこども及び保護者の人数を表わす。

2 「議題(2) 平成こども塾の令和元年度事業計画について」

→ 承認

質問内容(1) プレーパークの件で、今回計画中の講演会の対象は誰か。

→ 一般市民の大人を対象とする予定である。

同 (2) 集客のための具体的な見通しはあるか。

→ 本市には、プレーパークに近い要素を持った幼稚園があるのでそれらの保護者の方々にもお知らせしたい。

同 (3) 学校連携事業では、どのような考えでプログラムを決めて実施して

いるのか。

→ こども塾が提供可能なプログラムと学校側の要望を調整した案を提示の上、学校が選定する。

意見 プログラムの実施日と時間が重なるものについては、配慮が必要。また、SNS、ホームページなどを利用してさらに広く周知していくことが大事だと思う。

3 「議題(3) その他」

→ 特になし

議事は以上

4 その他

今年度の今後の委員会開催日程について、以下のとおり決定した。

第2回平成こども塾運営委員会開催日程

→ 令和元年10月17日(木) 午前9時から

第3回平成こども塾運営委員会開催日程

→ 令和2年2月20日(木) 午前9時から

【議事概要】

事務局(進行)：

議事に先立ち本委員会が、長久手市平成こども塾運営委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、過半数以上の出席があり、成立していることを報告します。

1 あいさつ

～ 建設部長あいさつ ～

2 委員の委嘱及び自己紹介について

新委員(長久手市PTA連絡協議会代表及び長久手市小中学校長会代表)に委嘱状を机上配布し、続いて各委員から自己紹介

資料確認及び長久手市平成こども塾組織体制について説明

このあと、委員長が議長となり議事を進行

委員長：

～ あいさつ ～

「3 議題 (1) 長久手市平成こども塾平成30年度事業実績について」事務局から説明願います。

事務局：

それでは5ページからの資料1をご覧ください。

～ 説明 ～

委員長：

只今、事務局から説明のありました内容について、ご質問やご意見などがありましたら、ご発言をお願いします。

委員：

本日、学校連携で準備をされていた方々は、「平成こども塾サポート隊」に所属する人ですか。

事務局：

中には「平成こども塾サポート隊」に所属されている方もおりますが、準備をされていた方々は、サポート隊とは別団体の「野外活動同好会」及び「Heartの会」として委託している方々です。

委員：

資料7ページのこども塾利用状況の中で、入場者数と参加者数という欄がありますが、この違いについて説明してください。

事務局：

入場者数というのは、平成こども塾に来館された方の人数で、参加者数というのは、来館者の中で平成こども塾で実施されたプログラムに参加したこどもと保護者の人数を表しています。具体的には、今回の運営委員会に参加された皆様や、かまど利用者、施設やプログラムの見学者、プログラム実施者や打合せに来られた方々などは来館者となります。

委員長：

他にございませんか。ないようですので、「議案(1) 長久手市平成こども塾平成30年度事業実績について」は、ご承認いただけますか。

～ 承認 ～

次に「議案(2) 平成こども塾の令和元年度事業計画について」事務局から説明していただきます。

事務局：

それでは9ページからの資料2「議案(2)平成こども塾の令和元年度事業計画について」をご覧ください。

～ 説明 ～

委員長：

プレーパークの話が出ましたが、今回計画中の講演会の対象は誰になるのですか。

事務局：

一般市民の大人が対象です。プレーパークとは、自分達のやりたいことにチャレンジできる場所で、その実施にあたっては、市が直接運営するのは適さないと考えており、運営主体を一般市民の方が行う必要があると考えています。よってそれを担っていただける市民の方の発掘と気運の醸成を図りたく考えています。

委員長：

そのような方々に足を運んでいただくにはかなりの努力が必要になってくるかと思いますが、具体的な見通しのようなものはありますか。

事務局：

これから実施していく状況ですが、本市には「自然幼稚園～もりのようちえん～」や「愛知たいよう幼稚園」のようにプレーパークに近い要素を持った幼稚園があり、これらに子どもを通わせている保護者がいらっしゃるので、これらの方々にもお知らせしたいと思います。

委員長：

今回の講演会では、それらの方々がどのくらい関心を持ってくださるかで今後の方向性等が変わってくると思うので、力を入れていっていただければと思います。

では、他の委員からもご意見があれば伺いたいと思います。

委員長：

学校連携事業について伺います。5年生については、夏休みに行う林間学校の準備としてカレーライス作りをしていると思いますが、他の学年では、どのような考えでプログラムを決めて実施しているのですか。

事務局：

まず、こども塾としてどのようなプログラムが提供できるのか、ということと学校側の要望をすり合わせた上で学校側にプログラムを提示して、その中から、学校に選んでいただいています。

付け加えますと、小学校6年間に3回こども塾を活用するという枠組みがあり、原則隔年でこども塾を利用していただいています。年齢に合わせたプログラム内容で、クリスマスツリー作りのように季節的なもの、おこしもの作りや餅つきのように食文化に関わるもの、本物の竹を使っての七夕飾り作りのようにこども塾ならではのものを組合わせて事業内容を決定しています。

委員長：

このほかに、ご質問やご意見がありましたらご発言ください。

委員：

専門プログラムを実施している視点から申し上げます。ネイチャーゲームの実施日が毎週土曜日なのですが、これはこどもファームの実施日と重なっています。これにより、毎年参加されているいわゆるリピーターの方々の中には、参加したいプログラムが重なってどちらかにしか参加できない方が出てきていますので、プログラムの実施日に配慮が必要かと思えます。SNSやホームページなども利用してさらに広く周知していくことが大事かと思えます。

委員長：

その他、ご質問やご意見などがありましたら、ご発言をお願いします。

他にございませんか。ないようですので、「議案(2) 平成こども塾の令和元年度事業計画について」は、ご承認いただけますか。

～ 承認 ～

委員長：

議案3のその他については、何かありますでしょうか。

事務局：

事務局からは、特にありません。

委員長：

みなさん、いかがでしょうか。何かあればご意見を伺いたいと思えます。

他にありませんか。ないようですので、議事については終了します。

ここからは、事務局において会議の進行をお願いいたします。

4 その他

事務局：

委員長ありがとうございました。

4 その他としては、6月8日(土)に岐阜県美濃市にあるプレーパークの見学に行ってきましたので報告いたします。追加の配布資料1の「プレーパークニュース」を含む2枚をご覧ください。

ここで、報告の前になぜプレーパークを計画するのかということについて、理由を2つご説明します。2016年に作りました「平成こども塾マスタープラン」の中で、長久手版プレーパークを実現していこうとしていることと、それを基に、「教育振興基本計画」という教育委員会が主体となって進めているものですが、この中でプレーパークを立上げていこうというアクションプランがあります。

もう一点が、里山基本計画というものが現在策定されているところですが、昨年7回にわたりこのワークショップが行われました。この中で、プレーパークについての話し合いが行われ、最終的に進めていってはどうか、という提言がありました。

こういったことも踏まえて、このあとプレーパーク見学について説明させていただき

ます。

～ 報告 ～

委員長：

わたくしから伺わせてください。行政の役割としては場所の提供、そして、事業の運営には立入らない、事業プログラムは作らないということでしたが、平成こども塾では、しっかりとしたプログラムを作って運営していくというある意味では正反対の運営方法かと思います。

これらのすり合わせといたしますか、将来の方向性についてお答えください。

事務局：

資料「プレーパークニュース」Q4に記載されているプレーリーダーというのが、キーワードになっていると感じています。プレーリーダーとは、子どもたちの遊び相手であり、カウンセラーであり、見守り役であり、起爆剤であり、お手本でもあり、また時には見えない柵であるとのことですが、これらを実現するためにプレーリーダーの育成をしていくのは大変なことだな、と感じました。見学先では、これらのことをごく自然に普通にプレーリーダーの皆さんは対応していらっしゃいました。これは、大きな課題だと思いました。また、「他人に迷惑をかけない」というのが、唯一のルールとなっているとのことでした。

委員長：

2016年度の計画時には、プレーパークをどのように位置付けていたのでしょうか。

事務局：

計画立案時に、プレーパークの実施に非常に積極的な市民の方がいらっしゃって、ちょうど平成こども塾マスタープランの更新時期だったこともあり、計画に盛り込んだと聞いております。

委員長：

これは、こども塾の運営の一環として実施していく予定なのか、それとも別物なのでしょうか。

事務局：

先ほど委員長からもご意見をいただいたとおりこども塾でしっかりとプログラムを固めて運営していくことと、プレーパークの基本の考え方でもある自分で遊びを作っていくということでは、考え方が違うと思います。基本的にプレーパークの運営は、市民の方が主体で行う活動という認識なので、それをこども塾で行うことは、なじまないと考えます。

委員長：

そうすると、これをこども塾で実施することの意味がどこにあるのでしょうか。

事務局：

関わり方は違いますが、平成こども塾の活動方針でもある「子どもたちの生きる力の育成」という点においては、共通するものがあるのではないかと思います。

委員長：

そうしますと、初めにその論点をはっきりさせておかないと、無意味なことになるおそれがあるのではないかと危惧しています。

委員：

この事業を実施するにあたり、平成こども塾が行うのか、市民団体が行うのかははっきりしていないのではないですか。

事務局：

現状では、平成こども塾が事業を運営していくのは適さないと我々は考えていまして、市民団体に運営していただくという方向性が適切ではと考えています。

委員：

そうしますと、これは平成こども塾運営委員としての議論の対象になるのでしょうか。

事務局：

2016年に平成こども塾マスタープランを策定しています。これは10年間の指針を記したのですが、この中でプレーパークについて検討する旨のことが盛り込まれています。昨年度行われた里山基本計画の策定に基づくワークショップの中で拠点については、便利すぎる施設にはしない、自己責任で自由に遊ぶ、専門知識や経験を有するプレーリーダーを設置する、行政ではなく市民団体が運営すべき等の意見が出されましたので、これらも参考としていかななくてはならないと思っています。

委員：

昨年度もフィールド予定地とされているところを見させていただき、以前から伺っている中では、この場所で行うとの説明を受け、そのように認識していたがここでやらない可能性があるのですか。

事務局：

確かに昨年度の運営委員会において、会議終了後、皆さまに候補地を見ていただきました。しかしながらその後、先のワークショップで、もっと視野を広げてはどうかということでこども塾周辺で数か所の候補地のご提案をいただき、今年2月にはその見学にも行ってまいりました。以前お伝えした内容から少し状況が変化してきたことをこの場を借りて報告いたします。

委員：

昨年7回行われたワークショップに私も参加したのですが、その中にいろいろなチームがあり、その中の一つにプレーパークチームがあったわけですが、場所としては、候補地として木望の森や東川上流のエリアの数か所を指しているのですね。

事務局：

おっしゃるとおりです。里山基本計画の中でもプレーパークはここではなく、木望の森周辺でいくつか候補地があり、場合によってはこの施設を使う可能性はあるけれども、活動フィールドはここではなく別の場所と理解しています。

委員：

2016年のことを思い起こしているのですが、やりたいという市民団体がいて、行政がこれを軌道に乗るまで黒子になって支援するというのですが、今回に関しては、やりたいと言った市民が途中で降りてしまったと聞いています。

また、専門プログラムを実施させていただいている観点から申し上げますと、こども塾では小学生が主な対象になっていますが、実際に参加してくるご家族は、小学生とその下のお子さんもついてくるケースが多くあり、これらのみなさんは森のようちえんを期待しているのかなという感覚があります。

そして、国内すべての自然活動団体に共通していることとして、参加者の低年齢化が進んでいて、参加者に幼稚園や保育園の参加者がとても多くなってきています。これらの保護者の皆さんは、森のようちえんを期待しているのかなという感覚が強いです。今、ネイチャーゲーム会員1万人のうち約半数が、学生で幼児教育学科に所属している状況です。これは学生が受講して資格を取ることです。それから、森林環境税が導入されるようになって、整備の部分と安全面強化のためにこの森林環境税を受けたいということで、全国各地で勉強会が開かれている状況です。

何を言いたいかというと小学生に上がる前にアクティブラーニングというのですが、自ら考えて問題解決していくという力を身に着けるということをごども塾とは違う形で実施していくことになる訳ですが、そのバックアップを担う部署は建設部の平成こども塾ということになるのでしょうか。

事務局：

平成こども塾はみどりの推進課の一部署ですので、どのようにしていくのか課として検討することになります。それに加えて政策としてどうするのか考えていく必要があるかと思っています。

委員：

平成こども塾がどのような立ち位置や関係性にあるのかということが明確になると議論もしやすくなると思います。

委員長：

この組織として何ができるのかなど本質的な問題を整理しておくことで議論が空回りせず済むのではないかなどを確認することができました。今回はみなさんから大変貴重な問

題を提起していただきありがとうございました。

委 員：

質問なのですが、岐阜県立森林文化アカデミーというのは、どのような組織なのでしょうか。

事務局：

森林や木のことを学ぶ県立の大学です。木や森林に関わる仕事に携わる人材には、ぜひ来てほしいとのことでした。

委 長：

プレーパークも実施しているとのことですが、そのアカデミーの広さはかなりあるのですか。

事務局：

後背地の山だけでも33ヘクタールあるとのことでした。

委 員：

長久手市にあるもりのようちえんというのは、どこにあるのですか。

事務局：

市が洞方面の根嶽にあります。

委 員：

話変わりますが、配布資料としていただいている「長久手市平成こども塾付属設備等使用要領」（以下「要領」という。）について、昨年度改定したと思いますが、第3条はこのような内容でしたでしょうか。もっと広く皆さんに使っていただけるようにした記憶があるのですが、これではどうなのかと思います。また、第3条ですべてを満たす団体となっていますが、すべてを満たすというのはいないと思いますがどうでしょうか。さらに、教育委員会が認めるものとありますが、これらは正しいのでしょうか。

事務局：

はい。かまど等の利用については、教育委員会からの補助執行として事務を預かっている形になるので、教育委員会が認めるということになります。

それと、要領第3条第3号で「前2号のほか、教育委員会が認めるもの」という部分を追記させていただき、広く使っていただけるようにしました。改正前は大人だけのためには使っていただけませんでした。

また、要領第3条の文言については、法制執務上の整合性を確認をした上で、みなさまにわかりやすいようにして委員長に確認をさせていただきます。よろしいでしょうか。

委 員：

市外の人でも1か月前に空いていれば使うことができるということで良いですか。

事務局：

そのとおりです。

委員：

要領第3条第3号に該当する人がかまどを利用するときの申込先は、教育委員会になるのですか。

事務局：

こども塾で承ります。

委員：

先ほど、けがと弁当は自分持ちと伺ったのですが、世の中の流れとしてそれを許容しにくい風潮がありますが、それについては、どのように考えているのですか。

事務局：

プレーパークについては、けがと弁当は自分持ちというコンセプトがプレーパークの良いところであり、そのような場所だと認識して参加してもらうことが大切かと思っています。また、プレーリーダーが入ることによって親と子どもを離して、親に干渉させないように導いていくようですが、そのようなコンセプトが根底にあることを参加者の保護者にも理解してもらうことが大切かと思っています。

委員：

「けがと弁当は自分持ち」という言葉は、東京都羽根木のプレーパークができたかなり昔から言われているのですが、この言葉は今もずっと生きていて、その中で保護者が自己責任で選んで、プレーパークで遊ばせるということをしてきた経緯があります。これは、学校や我々がしてきた活動とは全くの別物として捉えていかななくてはならないと思います。

そして、プレーリーダーの資質を持った人が関わっていくことがキーワードになってくると思います。安全対策がますます重要になり、危険予知ができるようなプレーリーダーを育てるために研修もされるでしょうが、そのような人材が育つことを我々も期待したいと思います。

事務局：

お話にありましたとおり、学校や行政がプレーパークを主体的に運営する場合は必ず安全が最優先との話がでてくるため無理があります。ですので、民間の方にやっていただくしかないと思います。

委員長：

本日は、議論が白熱した大変有意義な委員会でした。この問題は、これで終わりにす

るのではなくて、それぞれの立場からできることできないことなどご意見をいただきながら、これからも進めて行けたらと思います。

事務局：

次に、みどりの推進課長から長久手市里山基本計画の経過について報告いたします。

～ ここまでの流れの概要を説明 ～

最後に、平成こども塾運営委員会の今後の日程について相談させていただきます。

議題2で承認いただきました第2回及び第3回運営委員会はそれぞれ10月及び2月に予定しています。つきましては、これらの日程を皆さんお集まりのこの場で調整させていただきたいと思います。

(相談の結果、以下のとおり決定)

第2回運営委員会について

令和元年10月17日(木)午前9時から

第3回運営委員会について

令和2年2月20日(木)午前9時から

ご協力ありがとうございました。今年度は、これらの日程で開催しますのでよろしくお願いいたします。

以上をもって、令和元年度第1回長久手市平成こども塾運営委員会を終了いたします。ありがとうございました。